

平成31年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

平成31年第4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成31年4月 5日（金）
- 2 招集通知日 平成31年4月 5日（金）
- 3 招集日時 平成31年4月15日（月）午後2時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 3名 有馬勝三、樽川 栄一
國井美治

農業委員と7番 古川 雅和農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後4時05分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成31年4月19日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成31年 第4回総会

平成31年4月15日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第13号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 佐藤主事説明。

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第13号「農用地利用集積計画」について異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第13号「農用地利用集積計画について」は、計画どおり議決し、決定することと致します。

議 長 次に、議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 佐藤主事説明。

議 長 只今の説明に、ご質問、ご意見はありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」

異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画通り議決し、決定する旨の意見とします。

議 長 次に議案第15号「農地法第3条第項1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議 長 ここで、受理番号第28号は、横川推進委員の自己案件、受理番号第30号は、秋山推進委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会議規

則第 10 号議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(横川推進委員・秋山推進委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明

議長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員からお願いいたします。

服部推進委員 受理番号第 28 号について説明いたします。

譲受人と譲渡人は同じ町内に住んでおり、以前からこの土地を横川氏が耕作していました。今回、譲渡人の方から話が出ての申請となったものです。現状として耕作しており、譲受人は大規模経営ですし推進委員も兼ねており、許可上何ら問題は無いものと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 30 号については佐藤推進委員、お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 30 号について説明いたします。4 月 8 日に調査しました。本件は有限会社秋吉農園が取得した農地ですが、所有権確立の目的で秋山さん個人が使用するための案件です。

許可上何ら問題は無いものと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 只今、受理番号第 28 号と第 30 号についての説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。受理番号第 28 号と第 30 号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、受理番号第 28 号と第 30 号について許可することを議決し、決定といたします。

ここで、横川推進委員・秋山推進委員の復席を求めます。

議長 続きまして、受理番号第 22 号から説明願います。

事務局 三島木係長 説明

議長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。

矢部推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。

4 月 10 日、善方農業委員と調査いたしました。譲受人と譲渡人は梅田地区の同じ屋敷内に住んでおり親しい間柄です。

天王地内の畑は譲受人の父が依頼を受け野菜などを作っていました。また、西畑地内の田は作付していませんでしたが、後継者関係で 3 年前から作付依頼を受け作付していました。

小川さんが 2 年前に小作料支払いに行った際に會田さんから耕作はできないということで相談があり、今回の売買の案件となりました。譲受人は今後とも水稻、野菜を栽培する予定であり、また地域の関係も問題はありません。お互いの話し合いで価格を決定したものであり妥当と思われ、許可上何ら問題は無いものと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 23 号 古川推進委員、お願いいたします。

古川推進委員 受理番号 23 号について説明いたします。譲受人と譲渡人は大久保地区に住んでいる方です。農地の取引の案件ですが少し説明いたします。本件は一定耕作した後、神社の駐車場として農地転用したいとのことです。

今回の売買に関しては特に問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 24 号 佐藤推進委員、お願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号 24 号について説明いたします。譲受人と譲渡人は越久地区で農業を営んでいます。西牧さんは 30 年来、貸借関係で作付をしていましたが、今回、売買の話となり価格も両者の話し合いにより決まったものであり、許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 25 号 服部推進委員、お願いいたします。

服部推進委員 受理番号 25 号について説明いたします。

4 月 7 日、味戸委員と 2 人で金澤氏と小林氏に会い調査してきました。申請地は以前、お寺が所有しており時々は耕作していましたが、現在は耕作されていないということです。

今回、小林さんが購入する話となりました。値段的に安いのではないかということもありますが、両者の話し合いで決まったものですので許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 26 号 安藤推進委員、お願いいたします。

安藤推進委員 受理番号第 26 号について説明いたします。

4 月 8 日にカ丸氏と相楽氏に会い、確認しました。譲受人と譲渡人の関係ですが、カ丸氏が相続した土地が相楽氏の土地と隣接しています。カ丸氏が塩田地区に住んでいて土地が離れているため、今回の売買ということになったものです。

申請地は相楽氏の農地に隣接していることから地域における支障ありません。価格についても両者の話し合いで決定したものですので許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 27 号 橋本 克也推進委員、お願いいたします。

橋本推進委員 受理番号 27 号について説明いたします。

4 月 9 日に西間木農業委員と調査してきました。譲受人と譲渡人は親子間であり、子の溝井氏への生前贈与になります。許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号 29 号 熊谷推進委員、お願いいたします。

熊谷推進委員 受理番号案 29 号について説明いたします。

4 月 7 日に遠藤農業委員と調査してきました。譲受人と譲渡人は家が隣同士で親しい関係にあり、譲渡する畑の隣に譲受人の畑があり梅の木を植えて収穫しています。

今回、譲受人がもう少し梅の木を増やしたいということで、小林氏へ相談したところ交渉がまとまりました。許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議長 受理番号第 31 号 関根推進委員、お願いいたします。

関根推進委員 受理番号議案 31 号について説明いたします。

4 月 13 日、吉田農業委員と調査してきました。譲受人と譲渡人は

知人関係にあります。申請がされた水田は譲受人の水田と隣接する土地です。譲渡人が高齢となり娘さんも農業を継続する意思がないことから、隣接する譲受人に相談したところ売買の話がまとまりました。価格についても両者で決定したもので問題はありませ

せん。
譲受人はこれまでどうり水田を作付する予定であり、農機具も保有しています。また、息子さんも近いうちに新規就農する予定です。許可上問題はないと思われ

議長 只今、受理番号第 22 号から説明がありました。質問等ありませんか。
(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願

います。
(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することと

議長 次に、議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求め

事務局 戸田主幹説明

議長 続いて、調査委員の説明を求め

ます。
説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

小椋推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

4 月 8 日に大河原農業委員、佐藤農業委員と調査してきました。現地は隣がアパートになっており、駐車場のスペースが足りないということで、隣に駐車場を増設し、また、後ろにゴミ置き場にするということでした。道なりにはり字溝も新設され雨水の予防もされています。許可上問題はないと思われ

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

松川推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

4 月 11 日、農業委員 3 人と当事者を交えて現地調査をしました。譲受人のセブンイレブンジャパンが譲渡人、鈴木氏より賃借により借り受けてコンビニエンスストアを建築するため申請がなされたものです。

申請地は第 3 種農地にあたり農地の集団性を阻害するものではなく、排水についても集落排水に流すため特に問題はありません。

また、土砂の流失についても擁壁や安定勾配により土留めを行うので、他の農地に与える影響はないものと思われます。許可上問題はないと思われます。委員各位のご審議をお願いします。

議 長 次に、受理番号第 9 号、第 10 号について、斎藤推進委員、お願いします。

斎藤推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

申請地は、ここ数年耕作していない畑です。今回、太陽光発電の設置について話がまとまりました。

排水、土砂の流失はないと思われます。付近の農地に対する影響はないと思われます。許可上問題はないと思われます。委員各

位のご審議をお願いします。

続いて、受理番号第 10 号について説明いたします。譲受人と譲渡人は祖母と孫の関係にあります。平栗さんが分家住宅を建てるため申請がなされました。排水、土砂の流失はないと思われず。付近の農地に対する影響はないと思われず。許可上問題はないと思われず。委員各位のご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、議案第 18 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進員からお願いいたします。

第 1 号と第 2 号について、佐藤推進委員、お願いします。

佐藤推進委員 第 1 号と第 2 号は関連がありますので説明いたします。

第 1 号については、現在、家が建っているわけですが、土地については宅地の部分と農地の部分があり現在に至っており、農地法についての認識もなかったということです。農地への復元が困難なため、宅地への地目変更の申請がなされたものです。

第 2 号については、両佐藤さんとの間に畑がありまして、佐藤申請人の所有の畑が現在、第 1 号申請人の宅地として使われています。第 1 号申請人が住宅を建築する際に、申請人の父が隣接地の当該農地を譲り渡すこととなっていました。宅地となっており農地に復元することは難しいということで、宅地への地目変更

の申請がなされたものです。

議長 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 18 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 18 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議長 長 次に、議案第 19 号「平成 30 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。この案件は、農業委員、推進委員全員にお諮りいたします。

議案第 19 号「平成 30 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 19 号は承認されました。

議長 長 次に、議案第 20 号「平成 31 年度農業委員会事業計画（案）の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。この案件も全委員にお諮りいたします。

議案第 20 号「平成 31 年度農業委員会事業計画（案）の承認について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 20 号は承認されました。

議 長 次に、議案第 21 号「平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点検・評価並びに平成 31 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた活動計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 21 号「平成 30 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた点検・評価並びに平成 31 年度農業委員会活動目標及びその達成に向けた活動計画案について」原案どおり承認する農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 21 号は承認されました。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 12 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 13 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画の認可について」 1 件です。

以上で、本日の提出案件の審議は、すべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

事務局からあればお願いします。

事務局 ○来月の総会開催日程について

○農業会議からの活動記録ノートの配布について

○「農業委員会活動日誌」及び「1・1・1 運動活動記録」について

議 長 その他、無ければ、これにて平成 31 年度第 4 回須須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。